

○山口県産業技術センター条例を廃止する等の条例（平成二十一年山口県条例第三十一号）

（山口県産業技術センター条例の廃止）

第一条 山口県産業技術センター条例（昭和四十二年山口県条例第二号）は、廃止する。

（職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）

第二条 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(目的)」に改め、同条中「基き、」を「基づき、職員及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）の」に、「関し、規定する」を「ついで定める」に改める。

第二条中「職員」の下に「及び特定地方独立行政法人職員」を加え、「一に」を「いずれかに」に、「出来る」を「できる」に改め、同条第三号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 前三号に掲げるもののほか、人事委員会（特定地方独立行政法人職員にあつては、任命権者）が定める場合

（職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正）

第三条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第六条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第七条とする。

第五条の次に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第六条 第二条から前条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、第四条中「(義務教育諸学校等の教育職員の給与特別措置条例（昭和四十六年山口県条例第三十一号）第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に当該教職調整額の月額を加算した額)及びこれに対する地域手当」とあるのは「及びこれに対する第一条の特定地方独立行政法人の規程で定める地域手当に相当する手当」とする。

（職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例の一部改正）

第四条 職員の分限に関する手續及び効果等に関する条例（昭和二十六年山口県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第七条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第八条とする。

第六条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第七条 第二条から前条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第五条第二項中「期間中、」とあるのは「期間中、第一条の特定地方独立行政法人の規程で定める」と、「及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和三十七年二月山口県条例第六号）第二十一条の二に規定する給与（地方公営企業法（昭和三十七年法律第二百九十二号）第十五条第一項に規定する企業職員（以下「企業職員」という。）及び法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「単純な労務に雇用される者」という。）にあつては、任命権者が定めるこれらの給与に相当する給与）」とあるのは「に規定する給与に相当する給与」とする。

(職員の休職の事由を定める条例の一部改正)

第五条 職員の休職の事由を定める条例（昭和三十三年山口県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

「職員」という。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加え、第一号中「その職員」の下に「又は特定地方独立行政法人職員」を加える。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第六条 職員の定年等に関する条例（昭和三十九年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第六条 第二条及び第三条本文の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第七条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和三十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

本則に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十一条 第二条及び第三条第二項の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条第一項中「県」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人」と、同項第四号及び同条第二項第三号中「人事委員会規則」とあるのは「当該特定地方独立行政法人の規程」と、同項第五号中「職員の定

年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第四条第一項又は第二項」とあるのは「地方独立行政法人法第五十三条第三項において読み替えて適用する地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の三」とする。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「含む。以下同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）

第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加え、「地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員」を「特定地方独立行政法人職員」に改める。

第七条第一項中「第二十八条第二項及び第三項」を「第二十八条第三項及び第四項」に改める。

第三十一条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第三十二条とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第三十一条 第二条から第六条まで、第十条、第十一条、第十三条から第十六条まで及び第二十七条の規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条及び第三条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第四号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、「人事委員会の」とあるのは「任命権者の」と、第四条、第五条、第十条及び第十一条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第五号中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第十四条及び第十五条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

（職員の再任用に関する条例の一部改正）

第九条 職員の再任用に関する条例（平成十三年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「職員を含む。以下同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第五条中「人事委員会規則」を「職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。

（特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用）

第五条 第二条から前条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条中「条例」とあるのは、「設立団体の条例」とする。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第十条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「従事する職員」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立

行政法人職員」という。)を加える。

第八条中「人事委員会規則」を「職員については人事委員会規則で、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程」に改め、同条を第九条とする。

第七条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第八条 第二条から第四条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第二条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第二号中「次長その他の人事委員会規則」とあるのは「前条の特定地方独立行政法人の規程」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第十一条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年山口県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第十二条中「企業管理規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十二条 第二条から第六条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第四条第三項中「(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第三条第四号に規定する職員をいう。以下同じ。))にあつては、これに相当する承認その他の処分)」とあるのは、「に相当する承認その他の処分」とする。

(職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第十二条 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年山口県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。）」の下に「及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する一般職に属する地方公務員（以下「特定地方独立行政法人職員」という。）」を加える。

第十三条中「規程で」の下に「、特定地方独立行政法人職員については第一条の特定地方独立行政法人の規程で」を加え、同条を第十四条とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(特定地方独立行政法人職員に対する規定の適用)

第十三条 第二条から第九条までの規定中職員に関する規定は、特定地方独立行政法人職員に関する規定として特定地方独立行政法人職員に適用があるものとする。この場合において、第三条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第四条及び第五条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」と、同条第二号中「人事委員会」とあるのは「任命権者」と、第七条第二項中「人事委員会規則」とあるのは「第一条の特定地方独立行政法人の規程」と、第八条中「条例」とあるのは「設立団体の条例」とする。

(地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例の一部改正)

第十三条 地方独立行政法人山口県産業技術センターに係る地方独立行政法人法第五十九条第一項の条例で定める内部組織を定める条例(平成二十年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

「内部組織は、」の下に「山口県産業技術センター条例を廃止する等の条例(平成二十一年山口県条例第三十一号)第一条の規定による廃止前の」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第十三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県情報公開条例(平成九年山口県条例第十八号)第五条の規定による開示の請求(以下「公文書開示請求」という。)のうち、地方独立行政法人山口県産業技術センター(以下「法人」という。)が保有している公文書に係るものは、法人に対してされた公文書開示請求とみなす。

3 この条例の施行の際現に山口県情報公開条例第七条第一項の決定又は公文書開示請求に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)の規定による不服申立て(法人が保有している公文書に係るものに限る。)は、同条例第十五条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

4 この条例の施行の際現に知事に対してされている山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第十条第一項、第二十一条第一項又は第二十七条第一項の規定による開示の請求、訂正の請求又は個人情報の利用の停止、消去若しくは提供の停止の請求(以下「個人情報開示請求等」という。)のうち、法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものは、法人に対してされた個人情報開示請求等とみなす。

5 この条例の施行の際現に山口県個人情報保護条例第十二条第一項、第二十三条第一項若しくは第二十九条第一項の決定又は個人情報開示請求等に係る不作為について知事に対してされている行政不服審査法の規定による不服申立て(法人が保有している公文書に記録されている個人情報に係るものに限る。)は、同条例第三十一条の二の規定により法人に対してされた同法の規定による異議申立てとみなす。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

6 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の6の表一の項を次のように改める。

一	削除
---	----